

最高裁秘書第1552号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、仙台高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年3月及び4月の仙台高裁第2民事部の開廷表（小林久起裁判官が出席しているものに限る。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年9月2日付け（同月4日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第47号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）